

市民参加条例 ワークショップ ニュース

第2号 平成23年2月18日発行

発行：茅ヶ崎市総務部市民自治推進課
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話：0467-82-1111（代表）
FAX：0467-82-1164
MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp



市民参加条例の策定に向けて！！ 第2回市民ワークショップが開催されました

市民参加条例の策定に向けて、第2回市民ワークショップが開催されました。

前回に引き続き、市民参加条例策定までの市民の関わり方、スケジュール、「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」の検証の必要性等に関して、全体討議がおこなわれました。

その中で、市民参加条例の策定を見守るのではなく、条例の骨子や素案の作成まで、最後まで関わっていきたいという参加者からの意見もありました。



※「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」については以下のURLをご参照ください。
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/shiminsanka/8502/index.html>

<第2回市民ワークショップの内容>

- ✓日 時：平成23年2月5日（土）10:00-12:00
- ✓場 所：茅ヶ崎市役所本庁舎7階大会議室A・B
- ✓参加人数：21名

★全体討議

- ・ワークショップの進め方など

第2回市民ワークショップで出された主な意見（全体討議の内容）

その1 市民参加条例策定までの市民の関わり方について

●自治基本条例を踏まえて・・・

- ・自治基本条例の第16条に「市民参加」がある。
- ・自治基本条例をもとに市民が主体でつくる条例が市民参加条例では。
- ・第1回に全体討議した内容をまとめた模造紙に「条例の案づくりに市民に参加の場」とあるが、それは当たり前のこと。市民参加条例だから、市民が参加するのは当然のこと。

●参加者は条例の素案作成まで関わりたい！

- ・市民が条例案づくりを「面倒なので行政にまかせる」と言っているのなら話は別だが、そうではないのに、なぜこのような状況になっているのか。
- ・ここに参加している市民は、市民参加条例の策定を見守るのではなく、最後まで関わっていききたいという思い。
- ・市民と行政が、意見交換会を一緒に開催し、パブリックコメント案も一緒につくる。条例をつくるのが難しいなら、私たちが勉強して、条例案をつくれる市民を育てたい。

市から→

- ・ワークショップでお聴きしたご意見を集約する過程においても、市民の皆様と意見を交換する機会を設けていきたいと考えています。

その2 このワークショップのあり方について

●このワークショップの位置づけは？

- ・ワークショップの位置づけ、使い方の意図がわからない。意見を集約・消化するのではなく、ただ意見を聞くだけの場のような気がしてならない。

●市民参加条例の策定にあたって、今までにないやり方の検討が必要

- ・条例施行に向けて、パブリックコメント資料の内容、どうしても通過しないといけない議会への報告内容等、それを誰がどのような立場で関わって、例えば、市民が参画して、どこまで意見を反映させるのか。ワークショップやパブリックコメントだけでない、今までにないやり方の検討を。

●このワークショップの目的と役割の明確化、名称変更を

- ・このワークショップという言い方を改めるべき。「市民参加条例策定検討委員会」のようなものにする。目的は、条例の骨子や素案まで作成、そして市民の納得。
- ・名称の変更、役割の変更、スケジュールの変更を全面的に行うことが必要。

市から→

- ・ワークショップは、できるだけ幅広く意見・提案等をいただき、それを条例に反映させていくことを目的として実施しています。

その3 市民参加条例策定までのスケジュールについて

●スケジュールの再検討を

- ・市民参加条例をつくるにあたり、市民の意見を広く聞くというわりには、茅ヶ崎市には23万人の市民がおり、期間が短すぎ、短絡的で拙速だと感じる。
- ・策定スケジュールがきれいに書かれていれば、流れがわかるし、どのような立場で参加するのかわかる。小手先で意見交換会を入れても、意味がわからない。
- ・次回までに、行政の市民参加に対する具体的な考え方、進め方がわかるように、具体的な提案を示したスケジュール表をつくってほしい。

市から→

- ・スケジュールは、今後の議論の進ちょく状況を踏まえ、柔軟に対応していきたいと考えています。

その4 「市民参加推進のための基本方針」の検証等について

●「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」の検証を

- ・平成15年に策定した「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」をしっかりと、行政側が主体的に総括するということが必要。成果、問題点、課題をまとめて資料として提示すべき。
- ・ワークショップの開始時に、これら資料を提出して、それを元に市民の意見を求めるべきだったのではないか。現在の資料では、十分な討議ができない。提出期限は？

●過去の経験を踏まえ、議論しては？

- ・自治基本条例の策定に関わった方が多数いらっしゃる。内容について、不本意という捉え方をしたが、どこが不本意だったのか。
- ・今回の市民参加条例の策定の議論の中で、どこを変えていけば良いのかを具体的に話してはどうか。

市から→

- ・市として基本方針の検証を改めて行い、今後の議論の参考として、提示していくこととします。



第2回市民ワークショップを終えて・・・

- ✓第1回に続き第2回のワークショップでも、ワークショップのあり方やワークショップが終了した後の取りまとめ段階における進め方などについて、全体での討議に終始してしまい、グループ討議へと入ることができませんでした。
- ✓ワークショップ後の取りまとめ段階における進め方などについては、別に検討することとし、今回はグループ討議の中で、参加された皆様全てのご意見をお聞きしたいと考えています。

引き続き市民ワークショップの参加者を募集しています！！

●開催日

- | | | | |
|------|------------|----------|---------|
| ✓第3回 | 2月20日(日) | 総合体育館2階 | 会議室 |
| ✓第4回 | 3月5日(土) | 市役所分庁舎5階 | A・B会議室 |
| ✓第5回 | 3月21日(月・祝) | 市役所本庁舎7階 | 大会議室A・B |
| ✓第6回 | 4月2日(土) | 市役所分庁舎5階 | A・B会議室 |
| ✓第7回 | 4月16日(土) | 市役所分庁舎5階 | A・B会議室 |
| ✓第8回 | 4月30日(土) | 市役所分庁舎5階 | A・B会議室 |

※開催時間は、いずれも午前10時から正午までです。

●対象

市内に在住・在勤・在学しているまたは納税義務を負っている等の方（茅ヶ崎市自治基本条例に定める市民の方）

●託児

未就学児を対象。必要な方は各開催日の5日前までにお申し出ください。

●申込み

申込み必要事項（住所、氏名、電話番号、保育の有無）を記入のうえ、郵便、電子メールまたはファクスで市民自治推進課へお申し込みください。茅ヶ崎市ホームページの「お申し込み入力フォーム」からもお申し込みいただけます。

※「お申し込み入力フォーム」URL

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/15358/015359.html>

※市外在住の方は、勤務先や学校名など対象となる要件が分かる内容も明記してください。

※いただいた個人情報は、市民参加条例策定に係るワークショップに係る事務に使用することとし、それ以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 協働推進担当

電話：0467-82-1111（代表） FAX：0467-82-1164

MAIL：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp